

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び新潟市水道局契約規程（昭和 5 9 年新潟市水道局管理規程第 5 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 6 年 8 月 1 9 日

新潟市水道事業管理者
水道局長 長 井 亮 一

1 入札に付する事項

（１）件 名（品名又は業務の名称）	誘導結合プラズマ質量分析装置 一式
（２）品質・規格・数量など	仕様書のとおり
（３）契約の条項を示す場所	新潟市水道局総務部経理課
（４）入札日時・場所	令和 6 年 9 月 1 8 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分 新潟市水道局入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便等、配達記録が残る郵便により、令和 6 年 9 月 1 7 日（火）午後 5 時まで（必着）に、3（２）の場所に提出してください。
（５）履行期限（履行期間）・履行場所	令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 新潟市水道局水質管理課
（６）入札保証金	新潟市水道局契約規程第 1 0 条第 2 号により免除します。
（７）入札を無効とする場合	新潟市水道局契約規程第 1 7 条第 1 項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
（８）入札を中止とする場合	新潟市水道局契約規程第 1 9 条の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。

(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われな いおそれがあると認められるときは、前項 の規定によるほか、入札期日を延期し、ま たは取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市水道局契約規程第32条及び第33 条によります。
(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) その他特記事項	

2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市水道局の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）第2条第1項に規定する指名停止措置を受けていない者
- (4) 指名停止措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 新潟市内に本店、支店または営業所がある者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別紙様式第1号） 2部
- (2) 提出先 〒951-8560 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局総務部経理課契約係
電話 025-232-7322
- (3) 提出方法 持参又は郵送
郵送の場合は電話連絡してください。
- (4) 申請期限 令和6年8月30日（金）
- (5) 受付期間 入札公告の日から入札参加申請期限の日の午前9時～午後5時
（土・日、祝・休日を除く）
- (6) 仕様書等の公開期間及び入手方法
公開期間 令和6年8月19日（月）から令和6年8月28日（水）まで
入手方法 本公告の日から新潟市水道局ホームページ（下記アドレス）で入手してください。

<http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyogesuido/suido/jigyousha/nyusatsu/ipp>

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式第2号に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和6年8月30日（金）午後5時必着
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 電子メール又はFAXにより提出のうえ、電話連絡してください。
電子メール keiri.ws@city.niigata.lg.jp
FAX 025-231-3100
電話 025-232-7322
- (5) 回答 回答は、質疑書提出締切後、土・日、祝・休日を除く7日以内に電子メール又はFAXで送信し、併せて新潟市水道局ホームページに掲載します。
- (6) その他 電話での受付は一切行いません。
連絡用に電子メールアドレス及びFAX番号を必ず記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
その場合は入札書にも代理人氏名の記載と印鑑を押印してください。
- (5) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領により送付してください。
 - ア 二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きしてください。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度の入札で無効とされた者、

失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

- (8) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消します。